

令和2年度事業計画

基本方針

北海道の農業は、積雪寒冷な気象など厳しい生産条件を、農業者のたゆまぬ努力と農業生産基盤整備の積み重ねにより克服し、本道の社会・経済を支える基幹産業として発展を続け、我が国の食料の安定供給に重要な役割を担ってきた。

しかしながら、近年、本道の農業・農村は、高齢化の進行や人口減少、国際化の進展、自然災害の多発化、さらには農地や農業水利施設の機能低下など様々な課題を抱えている。

このような中で、国においては、TPP11や日EU・EPAに続く日米貿易協定を踏まえて、昨年12月に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、農業分野では、生産者が持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整え、強い農業の実現を目指すこととしている。また、現在、我が国農業・農村の持続可能性を確保していく指針を示す新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定が進められており、農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、農業の再生産を可能とする施策の推進に大きな期待が寄せられている。

本道の農業農村整備事業を巡っては、国際化の進行やスマート農業の急速な進展などを背景に、足腰の強い農業実現のための基盤づくりとして、ほ場の大区画化や排水改良をはじめとした農地整備、農業水利施設や農道の整備・保全を求める多くの声が上がっている。

大規模で専門的な農業が展開されている本道の農業・農村が引き続き持続的に発展し、国民への安全・安心な食料の安定供給に一層貢献していくためには、国の「土地改良長期計画」や道の「農業農村整備推進方針」等に基づき、担い手への農地集積と生産性の向上や高品質・高収益な作物の生産拡大などに向けた農業農村整備を計画的に実施し、農業競争力の強化と国土強靱化を着実に進めていく必要がある。

このことから、本会は、令和2年度の事業実施にあたり、会員331団体の共同利益の増進と負託に応えるため、国や道の農業政策の動向を踏まえ、本会第8次中期計画に定められた業務推進の基本方向に則り、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、会員に対する技術援助や国、道に対する技術協力をはじめ、農業土木技術者の確保・育成、改正土地改良法を踏まえた土地改良区の業務運営の適正化等への支援などを重点的に、組織の総力を挙げて次の業務の遂行に努める。

第1 土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

1. 会員に対する技術援助

(1) 技術援助

農地耕作条件改善事業や農業集落排水事業、災害復旧（自然災害や突発事故）など、会員が行う団体営土地改良事業等に対する調査計画・設計、数量算定、設計施工管理業務などの技術援助を行うほか、換地事務の円滑かつ適正な推進や標準積算システムの運用の支援などを通じて、地域における農業農村整備の円滑な実施に寄与する。

(事業費)

(単位: 千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
調査設計等受託	210,000	320,000	65.6	

(2) 技術援助（出向）

会員の要請に基づき技術職員を出向させる技術援助を行う。

(職員配置計画)

(単位：人)

管内別 項目	2年度配置計画					備考
	上川	桧山	胆振	十勝	合計	
団体数	1	1	1	1	4	(元年度計画：6団体)
人員	1	1	1	1	4	(元年度計画：6名)

(事業費)

(単位：千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
技術援助(出向)	35,000	48,000	72.9	

2. 国又は道に対する技術協力

国又は道が行う土地改良事業等の調査計画・設計、数量算定、設計施工管理業務などの技術協力を通じて、道内における農業農村整備の円滑かつ効率的な実施に寄与する。特に、調査計画・設計業務等においては、地域の特性や実情に応じた質の高い技術提案を行っていく。

(事業費)

(単位：千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
調査設計等受託	960,000	930,000	103.2	

3. 会員支援

(1) 農業土木技術者技術向上支援

農業農村整備事業の円滑な推進を技術面で支える農業土木技術者の確保・育成の強化を図っていくため、会員のニーズや技術レベルを踏まえ、実習等も取り入れた体系的なカリキュラムによる育成講座を計画的に開講する。

また、国や道等と連携し、会員が参加できる専門的な技術研修について情報提供を行うなど、外部研修の活用を促進する。

(2) 土地改良区創造運動支援

土地改良区（水土里ネット）が、農業・農村の多面的機能の発揮や地域資源の適正な保全管理等に向けた啓発普及活動を展開する「21世紀土地改良区創造運動」について、関係機関と連携を図りながら、本運動の推進・支援を行う。

(3) 組織運営強化等支援

土地改良区をはじめ会員の組織運営基盤の強化等に資するため、関係機関等と連携を図りながら、セミナーの開催等を通じて農業農村整備をはじめとする食料・農業・農村政策に関する情報の提供・意見交換を行うとともに、土地改良区の実情に応じて、改正土地改良法を踏まえた業務運営の適正化等への支援を重点的に行う。

(4) 土地改良区体制強化事業

1) 施設・財務管理強化対策

① 土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等が管理する土地改良施設の円滑かつ適切な管理の強化を図るため、管理専門指導員を配置し、施設の点検・整備・操作等に係る専門技術的な診断・管理指導を行う。

②土地改良事業等に関する苦情・紛争等の対策

土地改良関係法令等に精通した相談指導員を配置し、土地改良区等からの事業に関する苦情・紛争等の相談に対応するとともに、弁護士を委嘱して、複雑・高度な相談に的確に対応する。

③財務管理強化に関する指導等

土地改良区等の財務状況の明確化・透明化等を図るため、複式簿記の導入に関する巡回指導及び会計経理の課題の解消、並びに非補助土地改良事業の推進等についての指導・支援を行う。

④監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、監査・内部点検の実務等に関する研修を行う。

(事業費) (単位:千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
施設・財務管理強化対策	17,200	15,700	109.6	

2) 受益農地管理強化対策

①換地選定手法の指導等

換地業務に着手する地区の市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員を対象に、権利者等の基礎調査や換地設計基準の作成など換地に関する指導を行うとともに、換地処分未了地区等について、原因解消方法の検討及び指導を行う。また、農地所有者の所在不明等により換地処分の遂行に支障が生じている地区にあつては、財産管理制度の活用を検討する。

②交換分合等の活用支援

基盤整備により農地の区画拡大を行う地区における交換分合等を活用した農地の利用権等の権利関係の整序化と、基盤整備を完了した地区における農用地の利用集積に対して、技術的な指導及び助言を行う。

③換地技術向上研修

換地事務の適正かつ円滑な推進を図るため、換地事務に従事する者の経験等に応じた研修を行う。

(事業費) (単位:千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
受益農地管理強化対策	14,100	14,100	100.0	

(5) 土地改良施設資産評価データ整備事業

土地改良区の貸借対照表作成の義務化に伴い、土地改良区が管理している施設の資産評価に必要なデータの作成など、土地改良施設台帳の整備を支援する。

(事業費) (単位:千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
資産評価データ整備事業	36,300	36,000	100.8	

(6) 農業水利施設の事故防止対策等

1) 用排水路等への転落事故の未然防止対策

子供や高齢者の用排水路等への転落事故や、施設の維持管理に係わる事故の未然防止に向けて、土地改良区等の維持管理者に対し、適正管理や維持管理作業の安全管理の徹底などの注意喚起を図るとともに、事故防止を呼びかけるポスター等を斡旋する。

2) 用排水路等の賠償責任保険等の加入等

土地改良区等が維持管理する用排水路等の施設で発生する事故及び傷害に対処するため、賠償責任や傷害に係る保険加入業務を行うとともに、事故発生時には速やかに状況を確認して保険会社への連絡調整等を行う。

4. 日本型直接支払の推進支援

北海道日本型直接支払推進協議会の事務局として、国や道、関係市町村等と連携を図りながら、多面的機能支払の農業者等で構成する活動組織や中山間地域等直接支払の集落等が行う地域資源の保全活動等に対し指導・助言を行うとともに、北海道地域資源保全情報の構築に向けたデータ整備等の支援を行う。

(多面的機能支払支援 2年度計画)

	対 象 市町村数	活 動 組織数	対象面積(ha)				備 考
			田	畑	草 地	計	
多面的機能支払	152	768	178,185	310,083	288,467	776,735	

(中山間地域等直接支払支援 2年度計画)

	対 象 市町村数	集落等 協定数	対象面積(ha)				備 考
			田	畑	草 地	計	
中山間地域等 直接支払	100	322	37,161	5,310	283,624	326,095	

5. 農地等地図情報運用支援

(1) 水土里情報システム運用支援

地域における農地や農業水利施設等の情報の共有化と相互利用を可能とする「水土里情報システム(Web型GIS)」を運用・管理し、土地改良区や市町村等の利用団体に農地等地図情報のデータベースを有効に活用してもらうための操作や運用に関する支援を行うとともに、利用団体のニーズを踏まえて、システムの改良・更新を計画的に進める。

(事業費)

(単位:千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備 考
水土里情報運用支援	110,000	110,000	100.0	240団体

(2) 水土里情報システム活用支援

農地や農業水利施設等の適正な管理と保全・整備等に向け、「水土里情報システム」の農地等地図情報データベースを活用して、土地改良区の維持管理計画の策定や水利権の更新等に対する支援を行う。

(事業費)

(単位:千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備 考
水土里情報活用支援	37,000	31,000	119.4	

(3) 地域資源保全情報記録システム運用支援

多面的機能支払に取り組む活動組織の資源保全活動情報を、北海道日本型直接支払推進協議会の資源保全情報データベースに直接登録できる「記録システム(Web型GIS)」を運用・管理し、市町村や活動組織の利用団体にシステムを有効に活用してもらうための操作や運用、オルソ航空写真の提供などの支援を行う。

(事業費)

(単位：千円)

	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
地域資源保全情報 運用支援	33,000	40,000	82.5	

6. 施設管理支援

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業

1) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の機能保持のため、定期的に行う必要のあるポンプやモーターの分解整備、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修及び設備改善を行う本事業を推進する。

(事業費)

(単位：千円)

区 分	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
維持管理適正化事業	400,000	395,000	101.3	

2) 施設改善対策事業

農地の利用形態に応じた用排水の合理的かつ効率的な管理を行うために必要な土地改良施設の整備改善を行う本事業を推進する。

(事業費)

(単位：千円)

区 分	2年度計画	元年度計画	対前年度比(%)	備考
施設改善対策事業	115,300	120,300	95.8	

(2) 農道台帳の作成管理等業務

農道の維持管理については、普通交付税における市町村の基準財政需要額に計上されることから、農道台帳（副本）の整備・管理を行う。

第2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

1. 研修会、講習会

会員団体の役職員の農業農村整備事業に係る理解の促進などを図るため、会員のニーズを踏まえて、研修会、講習会を開催する。

2. 広報、広聴活動

会報の定期的な発行をはじめ多様なツールを活用した情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布・斡旋などを通じて、会員に対する迅速かつタイムリーな情報提供と道民に対する農業農村整備事業等の役割、重要性などのPR活動を行う。

また、様々な機会やアンケート調査等を活用して、本会業務や農業農村整備事業等に関する会員からの要望・意見等を広く聴取し、適切な対応に努める。

第3 土地改良事業に関する調査研究

1. 農業農村整備事業制度に関する調査研究

農業農村整備事業に関する課題などを的確に把握し、道内関係機関・団体をはじめ全国土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、会員のニーズを反映した事業制度の拡充要望等の検討を行う。

2. 道内外における農業農村整備事業の調査

道内外の農業農村整備事業の優良事例等の調査を通じて、先進的な取組の情報発信を行う。

3. 農業水利施設を活用した小水力発電に関する普及啓発

農業水利施設を活用した小水力発電の本道への導入促進を図るため、「北海道農業水利施設小水力発電推進協議会」（事務局：道農政部と本会）をはじめ関係機関・団体と連携して、発電施設の設置、管理・運営に関する普及啓発及び情報提供を行う。

4. ドローン等を活用した基盤整備等の調査技術の開発に関する研究

会員等からの基盤整備等に係る受託業務や災害復旧要請などに対し、より迅速かつ効率的に対応していくため、ドローンやGISを活用した調査技術の開発について、先端技術を有する大学等との共同研究も視野に入れた調査研究を行う。

第4 土地改良事業関係の金融改善

1. 土地改良負担金対策

土地改良事業の実施に伴う農家負担の軽減と償還の円滑化を図るため次の事業を行う。

(1) 農家負担金軽減支援対策事業

1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子資金貸付）

担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、土地改良事業の受益者負担額の6分の5を限度に無利子資金の貸し付けを行う。

(2年度支援計画)

(単位：千円)

団体数	地区数	資金払出計画	資金償還計画	備考
57	219	1,330,000	1,300,000	
(60)	(232)	(1,500,000)	(1,287,000)	

()は元年度計画

2) 経営安定対策等基盤整備緊急支援事業（利子助成）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金等の償還利息相当額の助成を行う。

(2年度支援計画)

(単位：千円)

団体数	地域数	利子助成計画	備考
19	21	19,500	
(21)	(24)	(27,000)	

()は元年度計画

3) 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（利子助成）

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の土地改良事業負担金の償還利息に相当する額の助成を行う。

(2年度支援計画)

(単位：千円)

団体数	地区数	利子助成計画	備考
-	-	100	
		(100)	

()は元年度計画

4) 土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、土地改良区等が年償還額のピーク時の一定割合を超える部分を融資機関から借り入れ後年に繰り延べすることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給を行う。

(2年度支援計画)

(単位:千円)

団体数	地区数	資金借入計画	利子補給計画	備考
17	30	150,000	9,500	
(21)	(40)	(137,500)	(9,900)	

()は元年度計画

5) 担い手育成支援事業 (利子助成)

土地改良事業等の受益者負担金を償還中で、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む地区にあって、地元負担金の水準が一定割合以上の地区に対し、償還利率が一定率を超える利子相当額を助成する。

(2年度支援計画)

(単位:千円)

団体数	地区数	利子助成計画	備考
8	9	10,700	
(8)	(9)	(14,600)	

()は元年度計画

第5 本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

1. 提案・要請活動等

- 農地や農業水利施設等の整備・更新や農村地域の防災・減災対策、農業・農村の多面的機能増進などを着実に進めていくため、会員のニーズを踏まえて、農業農村整備事業の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現、国際化の進展を踏まえた国内対策の充実等について、国をはじめ関係機関等に対し提案・要請を行う。
- 道が市町村と連携して実施している土地改良事業の農家負担軽減措置「パワーアップ事業(5期対策)」が令和2年度までとなっていることから、会員からの要望・意見等の集約を行い、関係農業団体等とも連携を図りながら情報収集や提案・要請を行う。

2. 各種委員会の活動

(1) 会務運営等に関する委員会

1) 総務金融委員会

定款、規約、諸規程に関することや事業計画、収支予算など会務運営に係る基本的な案件を審議する。

2) 土地改良区委員会

土地改良区運営に関する政策的課題や組織強化対策等を審議する。

(2) 事業運営等に関する委員会

1) 管理運営体制強化委員会

土地改良区体制強化事業における施設の診断・管理指導や土地改良事業等に関する苦情・紛争対策、財務管理強化に向けた指導・支援の方針、研修計画等を協議する。

2) 受益農地管理強化委員会

土地改良区体制強化事業における換地処分未了地区や換地選定手法指導地区、交換分合等活用支援地区の選定・指導方針、研修計画等を協議する。

3) 土地改良負担金対策事業審査委員会

農家負担金軽減支援対策事業等の適正な運用を図るため、土地改良区等が作成した同事業等に係る計画を審査する。

4) 21世紀土地改良区創造運動推進委員会

21世紀土地改良区創造運動の積極的かつ円滑な推進のための支援等に関する事項を協議する。

(3) 事業推進等に関する委員会

1) 農業農村整備推進委員会

農業農村整備事業等の計画的かつ円滑な推進を図るため、必要な国費予算等の確保や実効性のある施策の実現に関する提案・要請事項等を審議し、関係機関等に対し適時に要請活動を行う。

3. 支部活動の推進

各支部はそれぞれの地域の実態に即して、国等に対する提案・要請活動や、職員部会等と連携した研修・講習会の開催などを通じて、会員の共同利益の増進を図る。

4. 土地改良事業功労者の表彰

土地改良事業の発展に功績のあった土地改良事業功労団体並びに功労者を表彰、推薦する。

5. 職員部会の活動

農業農村整備事業等に関わる調査研究等を通じて、会員職員の情報の共有と資質の向上等を図る。

6. 関係機関・団体との連携

北海道農業・農村確立連絡会議など各種会議等に参画し、本道農業・農村をめぐる課題や必要な施策について検討するなど、関係機関・農業団体等と緊密な連携を図りながら、本道農業・農村の持続的な発展に努める。

7. その他の業務

年度の途中において、事業制度に関する取扱いの明定化等に伴って派生する業務については、その目的が円滑に実施されるよう、適宜に対応する。